

三豊市立地適正化計画（素案） パブリックコメントの提出意見及び市の回答について

◆実施期間

令和3年4月30日(金曜日)から令和3年5月31日（月曜日）まで

◆意見提出件数

1件（1名）

※いただいたご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約し、取りまとめさせていただきました。

番号	意見要旨	回答
1	<p>高瀬地区の都市機能誘導区域について、国道11号線北側は人口の広がりが少なく、他の自治体からの商圏的な人の流入もあまり見られない。一方、南側の下勝間交差点付近には、商業施設、医療施設、専門学校等が集積しており、市街地を南側へ形成することが三豊市南部地区との繋がった市街地形成の観点から重要ではないか。特に、駅利用特性からも、南への市街地伸長が駅利用への寄与が大きいと考えられる。</p> <p>以上のことから、高瀬地区の都市機能誘導区域は、下勝間交差点を含めて南側に重点を置くべきではないか。</p>	<p>都市機能誘導区域は、本計画の85ページに示している区域の考え方をもとに、三豊市の現状を把握・分析し設定しています。</p> <p>ご意見のとおり、下勝間交差点付近には一部商業施設が見られます。一方、その周辺には農振農用地が介在していることから、都市機能誘導区域から除外しています。</p> <p>今後、都市的な土地利用が進んだ場合には、区域を再編することも検討してまいります。</p>